

## 球磨村住宅建設等支援補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、令和2年7月豪雨からの生活再建、集落の復興及び流域において安全で安心して暮らすことのできる地域づくりを図るため、予算の範囲内で交付する住宅建設等支援補助金について、球磨村補助金等交付規則（平成3年球磨村規則第1号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 自宅 主たる住居として使用する建物（公営住宅その他の賃貸用住宅及び住居部分を含まない店舗等を除く。）
- (2) 自力再建 賃貸用住宅及び公営住宅への入居によらず、自宅の新築、購入又は修理することにより移転再建又は現地再建を行うことをいう。
- (3) 移転再建 令和2年7月豪雨により被災した自宅が存する場所とは別の場所に自宅を再建することをいう。
- (4) 現地再建 令和2年7月豪雨により被災した自宅が存する場所に自宅を再建することをいう。
- (5) 安全対策 宅地及び家屋の嵩上げ、家屋のピロティ化、止水板または防護壁の設置及び屋根に逃げるための梯子または天窓付きロフトの設置をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 村内で自力再建を行うこと。
  - (2) 令和2年7月豪雨により罹災証明書の発行を受けていること。
  - (3) 移転再建を行う場合において、再建前の土地に建物が残るときは、当該建物を居住の用に供しないこと。
  - (4) 村税の滞納がないこと。
  - (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
  - (6) これまでに同一世帯で球磨村住宅建設等支援補助金を受給していないこと。
- 2 公共工事補償または被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号）第3条第2項の各号に基づく生活再建支援金（加算支援金）を受給し、その受給額の総額が補助対象経費を上回る場合は、前項の各号全てを満たす者であっても補助金の支給対象としない。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、別表1及び別表2に定めるところとする。

- 2 補助金の額は、再建方法及び再建場所により、次の各号のとおり区分し、算定する。
- (1) 安全対策事業 災害リスクの低い場所への移転及び安全対策をする場合。
  - (2) 人口流出抑制対策事業 修理及び前号に該当しない再建をする場合。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、住宅の再建後、補助金交付申請書(様式第1号)に別表3に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及び額を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金交付の額を審査するときは、第4条第2項の各号に基づく区分毎の算定結果を比較し、いずれか一方の額を決定するものとする。

3 村長は、前2項の規定により補助金交付の可否を決定したときは、球磨村住宅建設等支援補助金交付(却下)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求等)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、球磨村住宅建設等支援補助金交付請求書(様式第5号)により村長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第8条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽等の不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) その他村長が不当と認めたとき

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和4年8月1日から施行し、令和2年7月4日から適用する。

別表1（第4条関係）

		補助対象経費
1	住宅建設又は購入に要する経費	新たな住宅の建設又は購入（中古住宅の購入を含む。）に要する費用及び自宅の移転先の土地の購入に要する経費
2	住宅除却等に要する経費	被災した住宅等の除却、動産の移転及び仮住居に要する経費
3	移転に要する経費	建築確認等手続費用、登記費用、火災保険加入料及び自宅の建設または購入に附帯して要する経費
4	水の流入を防ぐための対策に要する経費	宅地及び家屋の高上げ、家屋のピロティ化（建築物の2階以上を部屋とし、地面から居住部屋までの部分を柱だけの吹き放しの空間とすることをいう。）、止水板の設置、屋根に逃げるための梯子または天窓付きロフト等の設置に要する経費
5	土砂の流入を防ぐための対策に要する経費	建物の構造の強化及び防護壁の設置に要する経費
6	修理に要する経費	住宅の修理及びリフォームに要する経費

別表2（第4条関係）

区分	再建方法	再建場所	補助対象経費	補助金の額	
1 安全対策事業					
	(1)新築または購入	移転	① 被災していない地域	別表1の1、2、3、4、5  別表1の4、5	上限300万円
			② 被災した地域		
			③ ①②以外の土砂災害（特別）警戒区域		
		④ 現地			
	現地	⑤ 現地			
2 人口流出抑制対策事業					
	(1)新築または購入	移転	① 被災した地域	別表1の1、2、3	上限100万円
			② ①以外の土砂災害（特別）警戒区域		
		現地	③ 現地		
	(2)修理	現地	④ 現地	別表1の6	

別表3（第5条関係）

	添付書類	備考
1	再建前の住宅の位置図、配置図、平面図及び現況写真	
2	生計を一にする世帯全員の住民票の写し	
3	罹災証明書の写し	
4	移転再建、現地再建、安全対策または修理に要した費用を証明する書類	見積書、契約書及び領収書等の写し
5	確認書（様式第2号）	水防法第14条第1項または第2項の規定により指定された「洪水浸水想定区域」または土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により指定された「土砂災害特別警戒区域」に移転する場合
6	跡地・残存住宅管理誓約書（様式第3号）	移転再建の場合
7	再建後の住宅の位置図、配置図、平面図及び現況写真	現地再建の場合、位置図は除く
8	安全対策箇所の写真	安全対策を実施した場合
9	その他村長が必要と認める書類	

令和 年 月 日

球磨村長 様

申請者 住所 球磨村大字  
氏名

球磨村住宅建設等支援補助金交付申請書

このことについて、補助金の交付を受けたいので、球磨村住宅建設等支援補助金交付要項第5条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 再建方法	<input type="checkbox"/> 移転再建（新築） <input type="checkbox"/> 現地再建（新築） <input type="checkbox"/> 安全対策 <input type="checkbox"/> 修理
2 交付申請額	_____ 円
3 添付書類	(1) 再建前の住宅の位置図、平面図及び現況写真 (2) 生計を一にする世帯全員の住民票の写し (3) 罹災証明書の写し (4) 再建に要した費用を証明する書類 (5) 災害リスク確認書（再建先が浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内である場合） (6) 跡地・残存住宅管理誓約書（移転再建の場合） (7) 再建後の住宅の位置図、配置図、平面図及び現況写真 (8) 安全対策箇所の写真（安全対策を実施した場合） (9) その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

確 認 書

球磨村住宅建設等支援補助金の交付を受けて再建する宅地建物について、

- 1 再建場所のハザードマップを確認し、災害リスクを確認しました。
- 2 （土砂災害警戒区域内である場合）建築物に損壊が生じ、生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域内にあることを確認し、建築基準法に基づき建築確認を受けました。

令和 年 月 日

球磨村長 様

（申請者） 住所 球磨村大字  
氏名

様式第3号（第5条関係）

（跡地・残存住宅）管理誓約書

球磨村住宅建設等支援補助金の交付を受けて移転再建を行いますが、除却後の跡地または残存する住宅については、事業の目的を踏まえ、今後、住居の用には供さず適正な管理を行うことを誓約します。

記

1 所在地

2 敷地面積  $m^2$

3 跡地利用の内容

令和 年 月 日

球磨村長 様

（申請者） 住所 球磨村大字  
氏名

様式第4号（第6条関係）

球磨村住宅建設等支援補助金交付決定（却下）通知書

球磨村指令総第 号  
令和 年 月 日

様

球磨村長

令和 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、球磨村住宅建設等支援補助金交付要項第6条第1項及び同条第2項に基づき、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 備考

様式第5号（第7条関係）

令和 年 月 日

球磨村住宅建設等支援補助金交付請求書

球磨村長 様

申請者 住 所 球磨村大字  
氏 名  
電話番号

令和 年 月 日付け球磨村指令総第 号で決定の通知がありました球磨村住宅建設等支援補助金として、球磨村住宅建設等支援補助金交付要項第7条第1項に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 補助金振込先口座

金融機関名	支店		
預金種目	1 普通	2 当座	※いずれかに○
口座番号			
フリガナ 口座名義			